

1 開催概要

(1) 開催日時

令和7年8月28日（木） 14:00～15:40

(2) 開催場所

WEB会議

(3) 出席者（五十音順・敬称略）

- ・ 石田 浩巳
（社会福祉法人広島市社会福祉協議会地域福祉推進課 課長）
- ・ 井上 大輔
（広島市祇園・長束地域包括支援センター センター長）
- ・ 岩崎 庸子
（一般社団法人広島県精神科病院協会 医師）
- ・ 門田 博史
（公益社団法人広島県社会福祉士会 社会福祉士）
- ・ 坂原 立朗
（広島司法書士会 副会長）
- ・ 坂本 美穂
（中区厚生部 部長）
- ・ 神野 礼斉
（広島大学大学院人間社会科学研究科 教授）
- ・ 経澤 悟
（広島市南区障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員）
- ・ 手島 洋
（県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コース 講師）
- ・ 中田 恵
（中区厚生部地域支えあい課 地域支援担当課長）
- ・ 松本 亮
（広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員）

(4) オブザーバー（敬称略）

- ・ 村上 裕和
（広島家庭裁判所家事部第一審判係 主任書記官）

(5) 事務局

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〃 障害福祉部障害福祉課

〃 障害福祉部障害自立支援課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

広島市成年後見利用促進センター（以下「センター」という。）

(6) 傍聴人

1名

2 会議録

【議題(1)】市長申立てに係る受任者調整について

【議題(2)】次回以降の地域連携ネットワーク推進会議に係る議題募集について

資料1及び資料2を用いて事務局から説明。

松本構成員

議題(1)の「市長申立てにかかる受任者調整について」、当初は専門職後見人が単独で就くことを想定しているのか。

事務局

お見込みのとおり。先に専門職後見人が就任し、その後、センターに市民後見人調整依頼書を提出してもらうことで、専門職後見人との複数受任を想定している。

坂原構成員

資料1の2枚目「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準」について、後見を原則とするが、保佐・補助相当に関しても同様に受任者調整をしたいと考えているのか。

また、いつ頃からこうした受任者調整をしたいと考えているのか。

事務局

保佐・補助についても、同様に受任者調整することを想定している。実際に、本市では、保佐人として市民後見人が選任され、活動している案件もある。

受任者調整の具体的な開始時期は、これからの議論を踏まえて、調整していきたいと考えている。

坂原構成員

資料説明において、様々な課題を抱えているとの発言があったが、何を課題として考えているのか。

事務局

例えば、本市のスキームでは、専門職後見人からの依頼を契機に、複数後見が開始されるため、専門職後見人に、市民後見人の受任者調整について理解していただき、調整を依頼していただくためのきっかけづくりが1つの課題だと考えている。また、市民後見人の受任要件が厳しいことで、市民後見人の受任調整が進んでいない点も課題だと認識している。

坂原構成員

専門職後見人が複数選任の依頼をしないことは、我々専門職の問題であるため、啓発していこうと思うが、市民後見人の受任要件が厳しいというのは、具体的にどういうことか。

事務局

専門職後見人が法律問題をある程度解決したところで、地域に根差した市民後見人が介入できるような要件を設定しているが、相続など法律上の問題は誰しも起こり得ることから、どの段階で市民後見人に介入してもらうべきかといった判断が難しいため、今後調整していきたいと考えている。

坂原構成員

ある程度条件を満たして市民後見人の受任者調整会議に上がってきた案件は、そういったことを踏まえた上で、市民後見人の受任が適切かを考えていくということか。

事務局

お見込みのとおり。

岩崎構成員

今日初めて参加し、この市民後見人という言葉は初めて聞いた。そもそも、市民後見人とはどういう目的で、どういう役割を期待されている後見人なのか。

事務局

高齢化の進展により、認知症等により判断能力が低下した者が増加し、これに伴って成年後見制度の利用ニーズが高まっている一方で、制度の担い手である専門職後見人には限りがあることから、地域住民が共助の精神に基づいて支え合う地域共生社会の構築が、今後重要な課題となっている。

このような社会的背景を踏まえ、地域住民としての目線を持ち、本人の代弁者として成年被後見人等に対し、より身近できめ細かな支援ができるよう、一定の講習を受講し、適性を認められた市民が後見人として活動する「市民後見人制度」の整備と活用が不可欠であり、現在、全国的にその育成と支援体制の構築が進められている中で、本市においても同様の取組を推進しているところである。

井上構成員

現在、複数で受任している市民後見人のケースが4件あるということだが、これらは全て市長申立てのケースか。

事務局

4件のうち、専門職後見人との複数後見が1件、広島市社会福祉協議会との複数後見が3件で、この3件が市長申立て案件である。

坂本構成員

このスキームについては、今から区役所やセンターなど各方面と丁寧調整していくということだが、区役所が最初に市民後見人事案に該当するかチェックした時と、専門職後見人が目途を立てる時で、おそらく状況が違っていることが考えられる。区役所がチェックした時に対象外だったものが、問題が解消されて対象になる場合や、対象事案だったとしても、状況が変化することで、最終的に対象外となる場合も考えられるが、最初の状況を基にチェックリストで絞ることは妥当なのか。

また、中区では、専門職後見人が選任されたとき、当課の職員とその専門職後見人で打合せをする場を設けて、引継ぎなどを行っているため、その場で市民後見人について案内することはできると思う。日常業務を圧迫しないために、既存の枠組みの中で実施する方が実効性に優れると感じた。今後、他区の意見も聴きながら、進めていただければと思う。

松本構成員

今回の提案の目的は、市民後見人をもっと増やしたいということだと思っているが、市長申立て事案は、何の情報もないような本当にハードなケースがある。そのため、最初のチェックの段階で、市民後見人が受任できそうな事案が市長申立てに実際にあるのか、はなはだ疑問である。

それならば、例えば市長申立ての事案全てについて、選任された専門職後見人に対し、市民後見人について案内するチラシを送付するという方法でもよいのではないか。

それから、資料1の1枚目の③の中で、「職種（可能な場合氏名も）」と記載があるが、これは受任者調整会議の際に、「弁護士」だけでなく、「弁護士の誰か」まで特定してほしいということかと思うが、この方法は市長申立てで市民後見人に該当しそうな案件のみに適用するのか、それとも今後全ての市長申立て案件に適用するのか。前者であれば、まさにレアなケースのため、そこまでする必要もないのではと感じた。

門田構成員

結局、資料1の内容は、最終的には専門職後見人が選任されて、その方に案内チラシを渡すか渡さないかだけの話になるのではないかと。

そうであれば、先ほど松本構成員がおっしゃったとおり、市長申立ての事案全てにチラシを渡す方法でもよいと感じた。

最終的に、目途が立ったかどうかは専門職後見人が判断するようになるが、依頼書を出すか出さないかもその専門職後見人の判断だけに頼るということになるのか。

事務局

依頼書の提出については、専門職後見人に強制できるものではないため、賛同していただければ、依頼書を提出していただくようお願いすることになる。

坂原構成員

これまでは、専門職後見人が、市民後見人への移行が可能な案件について、事前に家庭裁判所と協議しながら進めていく仕組みだったが、今回はそれとは別に、行政が、市長申立て限定で専門職後見人と市民後見人が連携して進めていけるような案件を考えていく仕組みをつくるという認識で間違いないか。専門職後見人だけに任せるのではなく、案件が増えるよう行政も関与していくということか。

事務局

本市として、市民後見人に係る制度周知が行き届いてない点があると感じているため、市民後見人が将来的に受任できるような市長申立ての案件について、選任された専門職後見人に直接働き掛けていきたいと考えている。

松本構成員

資料1の③について、今後広島市としては、市長申立てについて、市民後見人の受任要件に該当しそうな事案以外についても、受任者調整時に可能な限り氏名も記載して申立てを行うということか。

事務局

市民後見人の受任要件に該当しそうな事案以外については、難しいと考えている。受任者調整を行っている政令市にも確認したが、職種のみを記載し申立てを行っているところが多かった。

氏名まで記載できる事案としては、成年後見制度に関わらず、別の観点で福祉を必要としている方で、専門職が既に関わっているようなケースにおいては、その専門職を後見人候補者として記載できるのではないかと考えている。

坂原構成員

資料1の受任者調整会議は、市民後見人を活用していきたいという話がメインだったが、そもそも中核機関に求められている、専門職が参加し、今後の道筋を踏まえ、どの専門職に依頼するか検討する受任者調整会議の開催は検討していないのか。

事務局

そういった受任者会議を実際に行っている政令市は少ない。全案件について、そういった受任者調整会議を行うことが理想だが、それを行うことで家庭裁判所への申立てまで更に時間がかかることを理由に、受任者調整が進んでいない政令市が多い。

本市としては、スピード感を持って市長申立てを行い、家庭裁判所に後見人を選任してもらう現行の方法が、後見人の選任までに要する時間が最も短く、本人の権利擁護につながると考えているため、現在は受任者調整会議を行っていない。

坂原構成員

スピード感を求めるのであれば、三士会等が参加する受任者調整会議を開催の方が効果的だと思うため、検討をお願いしたい。

手島構成員

専門職から市民後見人の受任要件を満たすような案件はほとんどないという話を聞いている。そのため、件数も伸びていないのだと思う。

今回提案された受任者調整については、ひとまず進めてもよいと思うが、先ほど坂原構成員がおっしゃったように、そもそも政令市としての広島市が中核機関の機能をどうしていくのか時間をとって議論した方がよい。西区や安佐南区などは1つの都市のように規模も大きいので、区役所で1つの市のように完結する仕組みが必要だと思う。そのような可能性も考えながら、今後、成年後見制度を必要な人が使えるような体制をどうやって専門職と協力して構築していくのか、中長期で考えていくことも必要だと感じた。また、議題として提案したいと思う。

家庭裁判所

受任者調整会議を行うときにその職種のみを記載するのか、それとも具体的な氏名まで挙げるのかという話があったかと思う。氏名まで挙げる場合は、従前から関与している専門職がいる場合ということだったが、具体的にはどのようなケースが考えられるのか。

事務局

例えば、想定として、虐待事案で弁護士が関与しているようなときに、その弁護士が、後見業務についても、担うことがあるのではないかと考えている。

家庭裁判所

後見人候補者がいない申立てについて、裁判所が後見人を選任した場合、本人の立場から考えると、突然知らない人がやってきたというような感覚になると思うが、例えば、申立て前の段階から、後見人候補者が本人と面会を行い、支援チームとして体制を形成した上で、本人に関与していく方が、一般的には本人との関係が円滑に進んでいくと思う。

坂原構成員

議題募集（資料2）について、議題の提出先はどこか。

事務局

日程調整のメールを本市から送付するため、その返信と併せて提出していただくことを想定している。詳細については、改めて連絡させていただく。

事務局

提案した議題については、頂いた御意見等を参考にさせていただきながら、今後、各区役所、センターと調整した上で1月に開催予定の第2回の本会議に、再調整後の議題を提出し、また御意見を頂きたいと考えている。

- 【報告(1)】広島市成年後見利用促進センターの運営状況について
 - 【報告(2)】広島市市民後見人養成事業の実施状況について
 - 【報告(3)】広島市成年後見等報酬助成対象者の拡大について
 - 【報告(4)】民法の改正（成年後見関係）に関する中間試案について
- 資料4－1から資料6を用いて事務局から説明。

井上構成員

報告(3)広島市成年後見等報酬助成対象者の拡大について、包括支援センターで働いていると、なかなか成年後見制度の利用につながらない方がたくさんいると感じている。本人にお金がない中で、自身で金銭管理はできないが、人には任せたくないというような方に成年後見制度の提案をした際に、この報酬助成というのは大変有効なものだと考えられる。お金がないにもかかわらず、制度を利用するに当たり、更に費用が掛かるということで、二の足を踏まれる方もいる。報酬助成の件数が増加していることから、対象者の拡大に効果があったと感じる。

一方、報酬助成制度を、まだ知らない地域包括支援センターの職員もいると思われるため、もっと広報してほしい。

坂原構成員

市民後見人について、なかなか単独受任に移行しないのはなぜか。4年6か月共同受任している市民後見人がいるが、単独受任への移行に向けて何が課題になっているのか。受任期間が長いので、単独受任に移行できないのか。

事務局

市民後見人は終了した方も含めて6名いるが、社会福祉協議会の法人後見との複数後見の場合、高齢の成年被後見人等が非常に多いため、後見の期間が短い。

また、4年6か月共同受任されている市民後見人については、けが等の体調面の不安もあり、当面の間は、複数後見を続けるということにしている。

家庭裁判所

資料2の議題募集の話に戻るが、家庭裁判所はオブザーバーのため議題の提出をしないと思うが、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に係る施策についての議題という理解でよいのか。

事務局

基本的にはおっしゃるとおり、基本計画に関することになる。

坂原構成員

ケース検討会議への専門職派遣について、利用が想定される区役所などはしっかり把握できているのか。

中田構成員

ケース検討会議についてはもちろん把握している。専門職を招き、今後の対応方針等について、指示や助言を頂くものであると認識している。

井上構成員

地域包括支援センターも、専門職派遣については定期的に案内を頂くため、存じ上げている。

坂原構成員

まずは、この取組について知っていただきたいと思っている。

市長申立てについても、時間を要することが課題としてあるため、早く処理できるような体制づくりを考えていきたいと思っている。